

令和6年第12回富岡町農業委員会定例総会 令和6年11月18日（月）

開 会 （午前10時00分）

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） 皆さん、おはようございます。

定刻より若干早いですが、本日出席予定の方は全員集合していますので、ただいまから令和6年第12回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は過半数でありますので、富岡町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりであります。

---

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定によりまして、議長において

3番 深 谷 昇 委員

4番 塚 野 芳 美 委員

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

まず、事務局の説明を求めます。

佐藤さん。

○事務局副主査（佐藤高広君） 今回申請地のほうが帰還困難区域であることから、通常どおり現地調査のほうは省略させていただきまして、電話のほうで確認を取ったというところでございます。場所のほうなのですが、2ページを御覧いただければと思うのですが、小良ヶ浜浄化センターの東側に位置するような場所でございます。現在は仮置場として利用されているような状況でございます。先ほど事務局長からご説明あったとおり、帰還困難区域が解除されて、農地の除染終了後に営農再開をされるようになった際には、こちらの譲受人の方が今後耕作をしていきたいというような申請になっております。

説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） 事務局の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

4番、塚野さん。

○4番（塚野芳美君） 親子での譲渡は何ら問題ないと思うのですが、宮城県に住んでいる人が約7反歩の農地本当に管理できますか。営農できますか

○議長（佐藤清隆君） これに関して事務局のほうから何かございますか。

○事務局副主査（佐藤高広君） 電話で伺った際には、実際に戻ってきてやる意思はあるということの確認は取れているところではございます。

○議長（佐藤清隆君） 4番、塚野さん。

○4番（塚野芳美君） あんまり合意はしたくないけれども、現実的に7反歩もの農地を解除後、私は書類申請であっても、電話で確認したにしてもできないと思うのです。大丈夫なのですか、こういうことで。

○議長（佐藤清隆君） 事務局。

○事務局長（原田徳仁課長） 私からお答えさせていただきます。

現段階で大丈夫だろうかというのは議論できないかと思っております。実際この仮置場の状況を申し上げたいと思います。6号から東側のほうに仮置場として使用させていただいている部分あります

が、一番この場所、先ほど資料でいうと9ページ目でございますが、西側から順に仮置場のほうから地権者の方に戻していくという状況でありまして、この仮置場としての使用はしばらく続くだろうという形で環境省さんから話は伺っております。その中で、解除されてから利活用の件については未定の部分がありますし、現段階で譲受人の方が管理していくということもちょっとまだ当面先のことかなと思っております。現段階では、できる、できないというよりも、そういう状況であることだけご理解いただければと思っております。

○議長（佐藤清隆君） 塚野さん。

○4番（塚野芳美君） 理解しろと言われると、ちょっと一言言いたいのですけども、理解はできません、そんなの。だって、ここで許可したら終わりでしょう。今仮置場あるのは、それは分かります、現状は。実情は分かるけれども、ここで許可したら、それで終わりです。全く関係ないでしょう。そういう委員会の在り方でいいのですか。

○事務局長（原田課長） まさに許可したら、こちらで所有者が替わっていくという流れになるのは間違いありません。今現段階でこの申請を受けたことに対して判断していただくのがこれからの審議という形になるかと思いますが、まず農地がそのまま譲渡される、親子間で譲渡される、相続されるという形だと思っております。それを許可する、しないという部分を今ちょっとこの場で判断する、町のほうがそれは駄目ですよというのも言えないなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐藤清隆君） いろいろ問題はあるかと思うのですが、今後このような譲渡案件がまた増えてくるかとは思いますが、農業委員会のほうで、申請があった場合、可能かどうか、本人は営農ができるようになればやるというふうに、今の段階ではそういう形で言っていることでありますので。

石井さん。

○9番（石井 功君） 農業委員会で許可する云々の前に、本人が亡くなれば死亡相続出てくるでしょう。農業委員会に掛からずとも相続人のところに行くではないですか。農業委員会で可否を判断する前に本人が亡くなれば死亡相続なのですから。そうすると、当然この娘さんに行くのです。そうでしょう。

○議長（佐藤清隆君） 相続に関しては、そのほかに兄弟とかいけばいいのですが。

○9番（石井 功君） いや、そこを話しているのではなくて。

○議長（佐藤清隆君） 財産分与という形になりますので、今のうちに一括で行うのがいいのではないかな

○9番（石井 功君） だって、譲受人が亡くなれば行ってしまう。農業委員会で判断する前に。

○議長（佐藤清隆君） 6番、渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） この案件の判断については、例えばこれを許可するということになれば、前例ができるというふうに思うのです。従来3条の許可は規模拡大が最大の目的であって、この方は高

齢で娘さんということで、私も塚野委員から出たような、今のところ耕起をして土壌を作ると書いてあるけれども、いざできるようになったときに帰ってくるのかどうか分からないけれども、名取から帰って営農できるのかというふうな、そういう問題はありますよね。多分通勤の範囲内、帰って通作、営農できる、いわきから例えば原町ぐらいであれば十分可能だと思うのですが、名取から来るとなると非常に距離的に遠いので、非常に疑問を感じる。したがって、親は高齢だということにしても、ちょっとこの3条を許可するということはいかがなものかなというふうに私は個人的に思います。これを決めると前例ができると思います。こういう案件が出てくると思います。したがって、私は時期尚早であるというふうに思います。塚野委員と私はちょっと同等な考え方です。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 1番、林君。

○1番（林 秀樹君） これ今回こういうふうな感じで疑問を呈されて出てきましたけれども、これ以前からも度々同じような案件が出ていて、そのたびにみんな何も議論もなく手上げて、今まで許可されてきたので、もう前例云々もなしにこれは認められるべき話であって、その後これ本人がここできようになって来るかどうかというよりも、それはあと自分でやるか、誰かに貸して耕作してもらうか、それは別にもうその辺はどうでもいい話で、それができないのであったらば、これは農業委員が農地パトロールするなりなんなりで適切に農地の利用をお願いするか、もしくは手放すなり、あまりにもあれならば非農地判断するなりという、そういうのをそのときの農業委員たちがやるような話になるのではないのかなと思うので、特にこれ不許可とかそういう問題ではなく、普通に許可のできる案件ではないのかなって個人的には思うのですが、皆さん、いかがかなということで意見を出しました。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 意見集約しますと、遠方からの就農は無理なのではないかというような、将来的な話なのですけれども、現時点を考えて、本人がやりますよというふうに今の現在では計画立てて申請しておりますので、農業委員会のほうでこれを無理でしょうというようなことを言うことはできないかなというふうに考えます。なので、意見はいろいろあるかと思うのですが、質疑はこれで打ち切りまして、これより採決します。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手多数であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第23号を終了します。

続きまして、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議

題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

はい、事務局長どうぞ。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案件に関しては、11月7日に現地調査を行いました。事務局長の説明のとおり、蓄電施設事業の転用申請は当町で初めての案件であります。事業者から詳細な事業の説明を受けた後に審議をするのがよいとの意見がありましたので、本日、設置事業者より事業の説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、事務局は説明の準備をお願いします。

〔事業者入室〕

○議長（佐藤清隆君） ご苦労さまです。それでは、早速ですけれども、ご説明のほどお願いいたします。よろしくお願いします。

○事業者 おはようございます。すみません。お忙しい中ありがとうございます。では、お手元に資料が2つ程度あるかと思うのですが、まずこちらの系統用蓄電池事業説明書のほうから内容のほうを説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。まず、ページをめくっていただきまして、まだ系統用蓄電池というのは私用としても始まったばかりというところもございまして、なかなか皆様も含めましてなじみのないシステムになるかと思うので、どういうものかというところを含めてまずご説明させていただければと思います。

まず、系統用蓄電池というのは、こちら文章にも書いておりますが、系統といいまして、よく鉄塔に立って、電線がいろいろ地域でも鉄塔があるかと思うのですが、その鉄塔に、電線に流れております電気が、こちらであれば東北電力さんのほうが管理している電線とかになるのですけれども、その系統につながっているのですけれども、例えば太陽光であったりとか、火力発電所、水力発電所とか、場合によっては原子力であったりとかというものがいろんなところから発電所のほうから鉄塔に流れている電線に流れております。その中で、最近はやっぱ太陽光発電所が非常に全国的に増えておりますので、太陽光発電所のいいところというのは、もちろん自然の太陽をパネルに照らすことによって電気が発生するというメリットはあるのですが、ただなかなか整備も非常に難しいものが、難しいというか、太陽が当たれば発電する、ただ雨が降ったり曇っていれば発電しない、当然夜間は発電しないということになりますので、基本的には今日みたいな天気の良い日中のみの発電になっております。太陽光とかあると、やっぱり昼間にも一生懸命電気をつくっておりますので、その系統に

電気いっぱい流れております。今度電力会社としては、そこの流れている電気自体が、昼間は先ほど言いました、いっぱい電気が流れているのですけれども、今度これが夜になったり、雨が降ったり、雪が降ったり、天候が悪いときには太陽光というのはやはり電気を発電しませんので、その場合は下がってしまうということで、例えば今日とかでも日中は電気がいっぱい流れている。夜になったときにどんとそこの系統に流れる電気が少なくなってしまうなど、上がったたり下がったりというのを非常に大きく繰り返します。日中でももちろん曇ったりとかした瞬間は発電しなくなるので、どんと落ちてしまうということで、系統を上がったたり下がったりという波が大きければ大きいほど、この系統をコントロールするのに影響を及ぼしてしまいます。もちろん日中よりは基本的に夜間のほうが使用電力量も多くなりますので、太陽光とかためることができませんので、先ほど言いました昼間いっぱい発電しているところを、実際は使っている電源というのはもう少し少なくなっておりますので、その余っている電気、今は捨てられているという状態のものを、蓄電池を設置することによって、余っているものは一遍蓄電池にためておくと、今度夜であったり天候が悪かったりとかいうことで、皆さんが使おうと思っているときに電気が少ないのですよとかということのないように、今後需要が増えたときにまた系統にためたものを戻してあげるということで、系統に対して上がったたり下がったりという幅をぐっと抑えてあげるということで、安定した電気として供給するということと資源を無駄にしないということで、昨今この系統用蓄電池というのが日本全国始まっております。それに対して、国の長期脱炭素電源オークションというところで、やはり投資が、まあまあ費用がかかっていますので、それに対して一定の補助金を出そうというところから昨年度からスタートしております。

今回の案件も同じような形で、今予定させていただいております私たちの現場のほうに、この写真にあるような箱の中に、コンテナの中に、携帯にあるような電池が中に入っておるのですが、そういうものが入ってパッケージされたコンテナ設備を間借りさせていただいて、すぐ近くにあります鉄塔の方とつなぎまして、昼間余っている電源を蓄電池にためておく、今度、先ほど言いました系統が少なくなったときに系統に戻してあげるということを常時繰り返していくようなシステムになっております。コンテナ自体は、例えば海上コンテナみたいなものをテレビで見たりとか、あと最近であれば倉庫として利用したりとかということで、一般家庭だったりとか建設資材置場とかにもあったりもしますけれども、基本的には同じようなものをご理解いただければと思います。中をカチャッと開けると、蓄電池であったり、制御用の器材が中に入っているというものになっております。

次のページをおめくりいただければ、先ほど私のほうが説明させていただきました系統用の蓄電池の仕組みということを書いております。先ほどご説明したように、オレンジの電力不足時と書いてある横棒、ここが電気の流れている線だと思っていただければと思います。そこに太陽光であったりとか、火力発電所であったりというものがどんどんと発電したものが電気を送り出した。余っている部分に関しては、そこから蓄電池に充電すると。足らなくなって電力が不足したときには、そこから放電をして戻してあげるという形になっております。そこの安定した電源を企業様であったり、工場で

あったり、一般家庭というところにまたつながっていくというような流れになっております。

次のページ、設備のイメージなのですが、前の段階でありました箱というか、コンテナ、そこに流れているものが、コンテナが真ん中のものになると思いますけれども、これちょっと写真と実際のもの若干イメージが違うのですが、それにパワーコンディショナーというものが、交流と直流の変換する機械であるとか、太陽光用とか書いておりますけれども、これは蓄電池用です。あと、変圧器を模して、高圧連系用というものがついて、右側の写真のように門みたいなものでありまして、それに電線が通って鉄塔につくというようなものになっております。なので、現場のほうには写真のような右側の漫画で描いているようなもの、画面がいっぱい並んでいるところに機械がついて、最終的に電線が鉄塔という施設になっております。

次のページに系統用蓄電池の漏電装置ということで、そこに書かせていただいております。先ほど申しましたように、やはり東北であったり、電力網自体のやはり安定供給というところを、先ほど言いましたように、使わないものにいっぱいかなり系統に流れてしまう、今度夜では発電が少なくなりますとどんと下がってしまうと、こういう上がり下がりをおくするということで、安定性を図って、事故等とか停電等が発生するリスクというのを軽減するといったところです。あと2番目には、先ほど言いましたように、電気使わないとなると蓄電池以外にためておくということができませんので、今であれば余っているものどんどん捨てているといったところを無駄にすることなくコントロールすることで、価格の変動であったりとか、そういうところも抑えられると考えております。

最後に、国のほうから出しておりますが、2025年度カーボンニュートラルの実現に向けてということで、太陽光であったりとか、いろんなものが再生可能エネルギーをまだまだ増やしていかないとけないというような実際の流れになっております。ただ、これ以上太陽光であったり、原子力ではできないと思うのですが、一番大きなのはやっぱり太陽光であったり、あとバイオマスとか、そういう原子力とか、水力、火力に代わるものが、発電するようなものをもっと増やしていかないと、実際2025年カーボンニュートラルを実現するのは不可能なのですが、ただ電力網自体が、やはり設計自体が古いということもございまして、これ以上いろんなものを造って電気を流すというのが非常にやっぱり難しくなっております。そのために蓄える、流すだけではなくて蓄えるという施設を置かないと、やはりこれ以上再生可能エネルギーを増やすこともできませんので、そのために今回こういうような導入が国のほうからの求めでスタートしているとお考えいただければと思います。

最後のページになりますが、これはもちろん当社ではないのですが、関西電力さんとオリックスさんが共同して和歌山県のほうに同じようなシステムということで蓄電所のほうを計画しております。ちょっと字が小さいのですが、このオリックスさんでやられているのはどのぐらいの蓄電池を蓄えられるのかということが最初の一文に書いてありますが、1日の世帯数とすると約1万3,000世帯分というような形になっております。仮に今回当社が計画させていただいております区間の

案件自体も大体1日にすると1万5,000世帯分の電気を蓄えられるシステムになっております。ですので、場所的にもちょっと広がっておりますので、システム的にはある程度大きなシステムになるのかなと考えております。ちょっと事業概要を簡単にご説明させていただきました。

あともう一点よろしいですか、ご説明させていただいて。A3のほうで、写真等をこちらのほうありますので見ていただければと思います。太陽光と違いますので、太陽パネルであったりとか、この蓄電所自体が何か電気を使ったり、何かを燃やしたりとかということで、電気を自分のところで使う仕組みもちろん能力は全くございません。単純にさっき言った系統で余っているものを蓄えて出すだけの機能になっております。ただ、先ほどシステムのほうご説明させていただきましたが、やはりある程度電池であったりとか機械が入りますので、全く音がしないというわけではもちろんございません。では、実際どのぐらいの音がするのかというところがやっぱり気になるかと思うのですが、実際今回計画しておりますところのすぐ近くに東北電力さんのかなり大きいエネルギー変電所ございますので、当社の今回のものと比べものにならないぐらい大規模な機械、当然燃焼炉という大きなものが入っておりますので、あちらのほうは一定の系統の切替えであったりとかすると結構大きな音がしていると思うのですが、当社のほうは系統の切替えとかは基本的になくて、電気を送るときに、さっき言った機械が動いておりますので、あと携帯電話でもそうなのですけれども、充電するのに若干熱を持ったりといったところもございますので、それを冷却するためのクーラーであったりとか、今回のシステムに関しては水冷になっておりますので、水を循環させて熱を抑えてあげるといったものでございますので、それがどうしてもある程度音を発生してしまいます。一応商品によって若干音の違いは出てはくるのですけれども、今流通している中が一番大きい音を出すものということで、最大値ということでご説明させていただいたほうがいいのかと思いますので、最大値の資料として使わせていただいています。システム的に、機械のすぐ隣に立ったとすると、大体音の大きさとして78デシベルぐらいの音が発生します。ただ、デシベルといいましても、一般家庭で生活する上でどのぐらいの家庭の音だよというところがちょっと分かりづらいかと思いますので、すみません、ちょっと小さくなってしまったのですが、下の真ん中の表に書かせていただきました。大体80デシベルとかになりますと、地下鉄の構内だったりとか、結構な音がしています。実際そういうのが物の隣に立ったときの音になっております。今度上の表を見ていただければ、その機械を置いている倉庫は14メートルぐらい、15メートルぐらい離れますと音が50デシベルという形になります。50デシベルというのがこの真ん中の表のちょっとオレンジで網かけさせていただいておりますところに記載がございます。50デシベルとはどのぐらいなのかといいますと、静かな事務所であったりとか、家庭用のクーラー、室外機、換気扇とかから1メートルぐらいのところは50デシベルぐらいだと言われております。真ん中の黄色のほうのラインを見ていただきますと、ここは40デシベルのラインになります。半径として大体40メートル、45メートルぐらい離れるともう40デシベルぐらいになりますよと。40デシベルというのは、一般的な市内の深夜であったりとか、図書館、静かな住宅の昼間というような形になっております。だんだん

離れれば離れるほど当然音は小さくなっていくのですが、一応参考に下の段の右側の表に福島県さんのほうにあります、ほとんど日本全国どこも同じですけれども、一般的な基準としまして、住宅の基準ですね、昼間として55デシベル以下で、夜間であれば45デシベル以下というのが一応環境基準のほうで出されております。ですので、この表でいいますと、真ん中の黄色のところをちょっと下回った40デシベルになっております。住宅施設を比べていただければと思うのですが、40デシベルの外側のラインを見ていただいても、周りにある住宅様のほうにはまだかかっていなく、右側の35デシベルの範囲までいきますと、今度住宅のほうの一部にかかってきているのかなと思いますので、全く音がしないのかということはもちろん申し上げられませんが、あと音がうるさい、うるさくないというのは個人の意見や感覚というものもちろん若干ありはするのですが、今回当社のほうで、こちらのほうで進めさせていただいて周りの皆様が音を聞くのは、音としては大体40から65デシベルぐらいの音という形になりますので、生活する上で実際うるさいとかというところはほとんどないのではなかろうかというふうに想定をさせていただいております。

すみません。簡単になりますが、以上になります。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

それでは、この案件について、今説明してもらったのですけれども、何かご質問とかありませんか。

1番、林君。

○1番（林 秀樹君） これ業者さんよりも事務局のほうの話にもなるのかもしれないのですが、まず資料で上がってきたこのデータって、ふだんの太陽光の転用の内容に比べると中身が全然なくて、とても見て判断できるような状況ではないから、手挙げられるところの話ではないのだけれども、これもうちちょっと詳細なデータとかその辺どうなのか。

○議長（佐藤清隆君） データというのはどういうデータですか。

○1番（林 秀樹君） これ結局図面があるだけで、ではこの図面で何についてどのぐらいの出力があるとか、こういうのって太陽光のときもどのぐらい発電するとか、ずっとデータは詳細に載っていて、こういうものなのかって判断できるのですけれども、これでただこんなので、ではそのスペックはどんなものか、そういうのが全然書いていないから、どういうことなのみたいな。

○議長（佐藤清隆君） それに関しては、現地調査の折に若干聞いたのですけれども、スペックが決まっていないのは、機種がまだ決まっていないというので、スペックが出せないという話だったので、それに間違いはないですか。

○事業者 一応電力さんであったりとか、あと先ほど申しましたように、補助金の申請等でどういうものを使うのかということで、一応物自体はある程度うちのほうで選定はさせていただいております。ただ、実際もうちょっと最終的な電力さんとの今後接続するときの調整であったりというところもちろんございますので、完璧に決まっているということではもちろんないのですが、ある程度もう機種のほうは選定をさせていただいております。先ほど申しました、ちょっと後ろのほうですが見づら

いですがけれども、簡単な図面のほうを資料に入れさせていただいていたのですが、一応先ほど申しましたコンテナのほうが今現場のほうには30台ぐらい並んでおる形になります。それ以外に、先ほど図のほうで簡単に説明させていただきましたが、キュービクルというものと、あと鉄塔につなげる門みたいな形になっている変電所設備というものが現場のほうにつく形になっております。ですので、基本的にはですけれども、今後電力さんとの詳細の打合せした形にはなりますけれども、ほとんどが図面を基本として今後細かく打合せをしてスタートしていく形になりますので、この図面とあまり変わらない形で現場のほうは進むと思っております。

○議長（佐藤清隆君） 石井さん。

○9番（石井 功君） この件は出資額も約300万円ぐらいなのね。それをここで10分、20分の意見交換をやって可否を判断できるかといったら、我々の頭の中では判断できません。

○議長（佐藤清隆君） これは農地の5条申請なので、事業の詳細については、これから変わるというそういうものは、配置そのものについては変わらないと思うので、それらを勘案しながらどうかという要件なので、事業の詳細までは分からなくてもいいと言ったら問題はあるけれども。

小坂さん。

○8番（小坂竜也君） 事業者さんに質問なのですが、この用地の選定に当たってどの辺を考慮したのか。というのは、29億円もの費用がある中で、用地費500万円なのです。これだけ騒音が出て、住民に環境に影響する施設を、整地された休耕田だから、農地だから、安く買えて、周りに人が住んでいないからというような理由でここを選ばれていたのでは、この仲町地区に戻ってきたいって考えている人が、24時間40デシベル、35デシベル近い騒音が出るわけです。この人たちのふるさとの環境を改悪するような事業ではないのかなという疑念を持っています。変電所の近辺だったら、変電所ができたときには住宅もなく、山林だったので、優先といえばああいうところでやるべきだと思うのですが、こちらに変電所に近いような大規模な設備なので、もう少し山林のほうに、造成費用をかけてでも、住民の生活環境に影響ない場所を選定していただけなかったのかなと、その辺は何かここを選ばれた理由はあるのでしょうか。

○事業者 太陽光で山を、林地開発をして、伐採して工事をするというのが太陽光の大規模な今まで非常に多かったと思うのですが、蓄電池ということなので、やはり先ほど言いましたまず系統に近くないと、余った電気を入れて送り出すというシステムになっておりますので、やはりまず基本的には鉄塔とか、あと系統に流れている電気が多い、少ないというところもちろんございますので、そこで鉄塔と流れている電力が余っている、余っていないというところからまずエリアを、大ざっぱにこのエリア余ってしまっているよねというところからまず選定させていただいています。その次に、太陽光って斜めになっている、山を切ったりとかしたところに太陽光はある程度傾斜地に設置していると思うのですが、やはり蓄電池といいますのは先ほど見た箱状のものを置いていきますので、それと合わせて平らでないと、斜めのところというのはなかなか置けないというところがございます。で

は、山を平たく切って平らにして置けばいいではないかというもちろんご意見もあるかと思うのですが、こちらの事業としまして、系統に流れている、余っている電気をためておくときにも、余っているからといってただでためるということはもちろんできなくて、余っていても系統に流れている電気は買って一旦蓄電所にためる形になります。流すときには、もちろん今度逆に買っていただけるという流れになるのですけれども、太陽光の場合はおてんとう様があれば発電しているというところの、投資する費用と、もちろん利回り、売電、売ったときの費用というのは、もちろん太陽光とか比べるとかなり利回りというか、利益率が非常に小さいものになってきてしまうと思います。なので、山を大規模に開発して、大きく造成して、そこに設置をするというのは正直なかなか今回の事業としては非常に難しいというところももちろんございますが、どこに並べていいのかという、そういうことももちろんございますので、住宅の真ん中であつたりとか、家のすぐ隣に設置するというのはやはり問題だということになります。皆さんに少なからずご迷惑おかけする事業であるということは重々承知をしておりますので、家があつたとしたら極力離して、ある程度一定の距離を保つといったところである程度選定をさせていただくとともに、今回富岡町の今予定させていただいているところは、農地はもちろん変わりますけれども、ある程度一定平らであるといったところと、あと変電設備と、あとケーブルであり電気補助輪のラインであつたといったところもございまして、今回の選定をさせていただいております。

○8番（小坂竜也君） 今の説明で私なりに理解したのは、設置費用に占める地代が安い、造成費用がかからないというのが一番だと思うのですけれども、新築されて戻ってきている方のすぐ脇なのです、ここ。福島県が定める40デシベルだ、夜間45デシベル以下だというのは、私たちの富岡町の夜の騒音ではないのです。生活に支障のないって国は一律で、県は一律で定めるでしょうけれども、すごく静かでいいところなのです、富岡町は。その環境が明らかに変化してしまうのです。そのことについて周辺住民の人に説明会とかはされる予定ですか。

○事業者 もちろん今後正式な、それこそご意見いただきましたけれども、では実際どういうものをどういうところで設置して、どのぐらいの工事期間かかって、実際本当にどのような形になるのかっていったところの細かいものの資料ができ次第、皆様に、区長さんにいろいろ協力いただくと思うのですけれども、広く、近隣だけではなくて、聞きたい方であれば大きく募集させていただきまして、事業計画のほうももっとより具体的に説明をもちろんさせていただきます。

○8番（小坂竜也君） 反対があつた場合は、事業は中止されるのですか。

○事業者 反対があつて、もちろん反対というご意見も、こうでないと駄目だとか、先ほどもおっしゃった音の問題、音をもう少し軽減しようよとか、無音というのはちょっと難しいですけれども、もっと音を静かにしようよということであれば、防音壁を建てるとか、例えばですけれども、ご意見に応じて、説明したから、オーケーというのではなくて、説明すればいいところも悪いところも含めてもちろんご意見いただきたいと思いますので、それをできる限りのことはもちろんやらせていただこうと

思っております。ただ、全てを、例えば音であれば無音にしろとか、何々をしろという、実際正直できないというものももちろんございますので、ただ説明したから、反対しようが何しようがもうやるのだよとかいうことは全く考えておりませんので、極力皆さんにやっぱり、先ほども話しましたように少なからずご迷惑かけるというのはもちろん承知しておりますので、ご迷惑かける中でもより何とか軽減する措置というところは皆さんと協議をさせていただいた上で実際工事をさせていただこうと思っておりますので、今回5条の許可をもらったから、あとはもうどんどん勝手に進めてしまうということとは毛頭考えておりませんので、そこはお約束させていただきますので。

○議長（佐藤清隆君） 坂本推進委員。

○最適化推進委員（坂本 仁君） ご苦労さまです。私7日の現地調査も立ち会ったのですけれども、説明は聞きました。その1週間前にここに隣接する者から私に直接電話があったのです。ここを土地売の知っているって。いや、不動産屋に譲り土地の看板があったので、分かります。そうしたら、何と言ったら、ここに蓄電池ができて、それは初めてだと。そして、その前に音が出るから、うるさいよねということが私の電話のやり取りだったのです。だから、私も現地立会いしたとき話したのですけれども、そういう声が出ているので、5条では住宅被せなければいいよとは思いますが、だから、これが出ているのであれば、先にそれに対応、対処してやるべきではないですかということ。幾ら音は低い、それは説明文では分かるのですけれども、ここに帰ってきている人もいるので、帰ってくる予定もいるので、そっちの人らにもこういう計画ありますからということを先に知らせて動くべきではないですかと私は思う。だから、農地法では同意はないというものの、地元からそういう声が出ているとすれば、その対応をしていただきたいということなのですけれども。後で提案ができましたから、説明しますでは、後出しじゃんけんではなくて、こういうことを予定していますから始めていったほうがいいのかないのかなくて、やるべきではないのかなくて私は思います。

○8番（小坂竜也君） 今坂本さんがおっしゃったように、農地法だけで合っているか合っていないかっていったら合っていて、それでよければ私は意味がないと思うのです。周辺住民の声を聞いたり、環境を考えたりして、富岡地区ならではの状況に合わせて判断していくということが私たちの使命だと思いますので、それをもって判断したいと思います。なので、あと私のほうからの質問は大丈夫です。

○議長（佐藤清隆君） 1番、林君。

○1番（林 秀樹君） 今の話をいろいろ聞いたりもしていますけれども、これ今転用の申請出す必要があります。これこんなデータもそろっていない状態で上げられて、我々賛成したとして、今度周りの人からあそこに何造るのといったときに、何か蓄電池できるらしいけれども、中身は分からないけれども、取りあえず賛成しておいたでみんな説明つくというのか、自分らの今の職責を全うできるのかということとてもできないので、自分は賛成できないのですけれども、それで業者の人がそれはそれでいいというのだったら、このデータのまま取りあえずごり押しして、賛成されるかどうか分から

ないけれども、それでいいのでしょうけれども、これ中身分からないけれども、取りあえずこんな感じで造りますで、これ出資者が全部そろって、お金が大体30億円近く集まればやりますよで、そのときに最適な機械を、設備を入れますということなのでしょうけれども、それで我々そんなので周りの人から、農業者の人か何かから何造るのって、よく分からないけれども、そういう話だから、そういうことではないのって、おまえら何やっているのだと言われたら、自分の責任逃れでもないけれども、結局自分らにそういう責任が来るわけだから、それを考えると自分はとても賛成できるような今の状況ではないのですけれども、これもうちちょっと詳細なデータ出すなりなんなりしてからでないと無理ではないかなと思うのですけれども、皆さん、どうなのか。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 他にないようですので、一応説明は承りましたので、一度退席していただきまして、その後に採決をしたいと思います。よろしくお願いします。

〔「その前に、会長、1点だけいい。業者の方いるちょっと1点だけ聞きたいのだけれども、よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） はい。

○6番（渡邊康男君） 確かにこの資料、必要性とか、いいことばかり書いてあるけれども、メリット。デメリット、騒音の問題出ましたけれども、それ以外に例えば防火システム付なんか書いてあるけれども、火災とか何かも心配ですよ。近くにこれからうちができる、帰ってくる人がいるということであれば、この図面なんか見ると、消火器なんかないようだけれども、防火システムというのはどういうあれなのか分からないけれども、いずれ火災のそういう不安というか、懸念というか、そういうこととか、心配されることは騒音以外にどういうことがあるのか、それを簡単にちょっと聞きたいというふうに思います。

あともう一点は、30億円のうちの補助金って幾らかあるのですか。その2点お答えいただければ。

○事業者 まず、騒音以外に懸念されるところです。これは蓄電所に限らず電気設備が入っておりますどこも同じになっているのですが、先ほど申しました蓄電、放電を繰り返しますので、ある程度電池、機械が少なからず熱を持っています。なので、システムの中にそれを冷やす、今回であれば放流式の冷やすものが入っているというお話させていただいたのですけれども、もちろんそれ以外に何か配線不良が起こって、例えば火花が上がって、ブレーカーが落ちてみたい、などで火災になる可能性がゼロかといえ、ゼロではもちろんありません。なので、ではそうならないためにどうしているのかというと、このシステム自体が、先ほど言いましたけれども、余っている電気をこちに流して、系統から足りなくなったら戻してというのを常時ずっと繰り返しておりますので、この機械の中身、このシステム自体が今どういう状態で稼働しているかというのを24時間管理するセンサーが中に入っております。そこでもし何かまず電氣的な、いきなり火が出るというのではなくて、一回配線上何か過電流が、電流が多く流れてしまっているとか、抵抗が多くなっているというのがまず何かしらあつ

て、その後そこが例えば火花が出て発火するというような形になっております。何か初期状態、通常ではないところに何か発生した場合にはですけれども、全部のシステムが管理されておりますので、それに通報が行って、通報が行くのと、あとシステム自体がもうこの電池が例えば熱が出てきたみたいな形になると、その系統を勝手に遮断して止まってしまいます、このシステム自体が。そういうのももちろん機械的なトラブルと、ちゃんと動いているかどうかというのは24時間体制で制御したものがまらずついているといったところと、もし何かあったとしてもすぐ消せるようにということで、消火設備みたいなものが、簡単なものですが、一応ついておりますけれども、そもそも監視体制が常時になってしまっていますので、燃えるまで止まらないとかということではなくて、燃える前の何か不都合があった段階で、もしも、当社の設備ですが、当社が燃えて向こうさんに迷惑かけるみたいな話になるともちろん困るので、同じように機械自体が全部制御されておりますので、何か蓄電池の熱が規定より上がり過ぎていきますよとかなると止まってしまいますし、何かあればまず止まってしまうというのが大前提になっておりますので、火が燃えるまで知らなかったみたいなことはあり得ませんので、システム的には。その分に関してはご安心していただければと思っております。

もう一点、補助金の部分です。補助金に対しては、内容ちょっと説明難しいのですが、東北電力さんが東北電力さんとして買電するときに最低このくらいの金額で買ってあげますよという基準値がもう今出ております。その基準値のところで補助金がもらえれば、例えばさっき言ったみたいに余っているときはためるのですけれども、余っている、ためるときにお金を払わないとためさせてくれないので、今度足らなくなったら出すよといっても、ほぼ出すときに、買ってはくれるのですけれども、例えば100円で買ったものを90円とかで売っているとどんどん、どんどん赤字になってしまいますので、もちろん余っているから、安いところがあるというのが、普通はあまりないのですけれども、安く、例えば80円で買って90円で売るから、10円ずつもうかっていくというシステムなのですけれども、補助金があるというのは、さっき言った例えば90円で買って90円で売らないといけなくなったとしてもちょっと説明が難しいのですけれども、一定のところ、100円で買って、次に売るときには例えば50円で売らないといけなとかになるとかなり損をすると思うのですけれども、補助金のほうの金額をもらっておれば、例えば90円まで補償しますよとなっていると、100円で買ったものを最悪90円で売ることができるわけです。実際の使用差は50円なのですけれども、それが補助金をもらっているということだと最低の90円までは補償してあげますよみたいな形になるので、それを24時間ずっと繰り返しているのです、もちろん余っているから、安く売る、足らなくなったから、使用差が高いというのは、これは原理ですので、あんまり逆転するということはないのですけれども、補助金があると、もし逆転したりとか、100円で買って100円で売らないといけなく、それは補助金出ないですね。100円で買って例えば70円で売らないといけなくとも90円までは補償してあげますから、痛みが若干ないでしょうということを一定補助していただけるという形になっております。何となく分かっていただけでしたか。

○6番（渡邊康男君） 私が聞いたのは、建築費29億円かかる、その補助金があるのかと。今の需給の云々でなくて、建築費29億円何がしかかるといふあれの補助金はあるのかって、それを聞いたのです。それを簡単に答えてくださいということ。

○事業者 建築するときの建築費に対しての補助金ですね。それに関してはないです。

○6番（渡邊康男君） わかりました。それでいいです。 これはこの事業がうまくいくとしての後の話になってくるお願いなのですけれども、今のところこれ計画もよく分からない状態でこう図面が出ていて、これから後の電力会社のほうがここから接続するために鉄塔とか建てると思うのですけれども、これ業者さんのほうの領分ではなくなってくるのかもしれないのですけれども、これ途中で何本か場所によっては鉄塔を挟むようになって、そのとき、今までも太陽光とかで鉄塔を建てると、農地の中途半端なところに建てられて、今の機械がまともに通れないところとか、もしくは目まぐるしく交通の重要なところに鉄塔の場所が設定されたりとかして、みんな大変な目を見ているので、そういうところも業者側として電力会社のほうにそれなりに利用できるようにちゃんと配慮した計画で、きるように、その辺を伝えていただきたいなと最後のお願いとして一言申し上げておきますので、よろしく願います。

○事業者 承知いたしました。今お話あったように、すみません、電力さんが建ててしまうので、100%こちらの意見が通る部分というのはありはするのですけれども、地元のこういう委員会のほうから残された土地が利用しづらいような中途半端なところに鉄塔を建てるといふのはやめてもらいたいという意見が出ているということは必ず電力さんのほうに伝えさせていただきまして、用地交渉していただくようにさせていただきますので、よろしくお願いします。

○6番（渡邊康男君） お願いします。

○議長（佐藤清隆君） 他にありますか

○最適化推進委員（坂本 仁君） この前聞いたときには、この土地がはっきりしないと申請出せないと言いましたよね。この土地を契約して取得しないと申請出せないというような言い方したのではないですか。

○事業者 補助金の申請ですか。

○最適化推進委員（坂本 仁君） ええ。

○事業者 そうですね。基本的には土地を所有していて、電力さんのほうの許認可、系統連系することによって同意いただいて、例えば許認可関係が必要であれば、ある程度一定、下りている、書面自体は要らないのですけれども、もう下ろしていただけますよという大前提というのが必要になると思います。

○最適化推進委員（坂本 仁君） 土地は取得している、転用も通っているという形ではないと申請できないということなのですね。

○事業者 そうです。なので、何にも、絵に描いた餅みたいな状態で補助金くださいみたいなのはで

きないので。

○最適化推進委員（坂本 仁君） それは分かるのですがけれども、土地も契約済みというのだから、仮契約というのがあると思うのです。この辺がちょっと疑問が残ったのです。

○議長（佐藤清隆君） 一応質問はこれでいいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、一応説明が終わりましたので、業者の方は退出してください。

〔事業者退出〕

○議長（佐藤清隆君） 先ほど事前の説明を地区の人に説明してからでも遅くはないのではないのという話は11月の半ばのときに言ったのだけれども、申請の都合で上げたいのですという話でこの案件が出てきたのだけれども。

○9番（石井 功君） そして、これ令和4年にできた会社で、多分実績ないの。

○議長（佐藤清隆君） いや、これから。

○9番（石井 功君） 意見も聞かないでできますかっていうのがおかしい。

○議長（佐藤清隆君） 今回申請にかかりにくいのはあるのだけれども、許可をして、仮に。許可しましたと。事業が進んできたら、近隣の住民の反対があって結局駄目になりましたというようなことにもならないとも限らないでしょう。だから、今の時点でしっかりと地域住民に説明してもらった後に計画書を上げてもらうというのが一番いいのかなとは思うのですがけれども、事務局、どうなのだ、その辺。今回審議して採決しなくてはいけないのか。

○事務局副主査（佐藤高広君） こちらとしましては、必要な書類は一応提出いただいているという状況で許可申請あったので、こちら受け付けたというような形にはなっています。なので、そのような状況ではありますけれども。

○9番（石井 功君） 事務局では十分な説明は受けたの。申請あったから、受けたというけれども、十分な説明を受けたということ。

○議長（佐藤清隆君） こういうことなの。今の11月の7日の日に坂本さんと俺とみんなで行っている話を聞いたの。その現場でも1時間ぐらいかな、いろいろと質問とかして、地域住民からもうこういうような声が上がっていて、どうなのだというような話はしたのだけれども、何か申請上げてどうということなのだか分からないけれども、地域住民に説明して、話が終わってから申請しても遅くはないのではないのって自分は思っていたけれども、今回は別に審議に移さないでも、保留にしておいて、逐次地域住民の説明が完了した時点でもう一回申請出し直してくださいねということでも、今回決採ってしまうと、反対する人が恐らく多いわけだから、否決になってしまうから、保留して、地域住民への説明が終わった後にもう一回申請出してねというほうが一番富岡町の農業委員会の対応としてはよろしいのではないかなというふうに個人的には思っているのです。

4番。

○4番（塚野芳美君） 議長が私見を述べられると困るのだけれども、私見述べてはいけないから、まずいのですけれども、先ほど意見あったように、直接の農地法の絡みではないけれども、ただ騒音とかその他の問題がクリアしないというか、はっきりしない時点であれした場合に、やっぱり農業委員会、農業委員の資質を問われるので、だから保留という方法は本来、過去にも幾つかあるけれども、本当に農業委員会の中で保留という選択したことはないと思うのです、私は。可か否しかないと思うのです。優しい思いやりでそういう議長話あるのかもたのかもしれないけれども、いずれにしても詳細な、特に騒音、さっきの火災の説明でもちょっと、リチウム電池燃えたら防げませんからね。だから、そういうこともあるのだけれども、なかなか何か長くしゃべっているけれども、議長に言ったら、議長全然指導しないから、話が長かったけれども、非常に難しい。農業委員会のあれが問われますよ、何かあったときに。なければいいけれども。

○議長（佐藤清隆君） 1番、林さん。

○1番（林 秀樹君） これちょっと事務局に聞きたいけれども、これここに出ている資料以上に何か資料ってもらっているのですか。

○事務局副主査（佐藤高広君） もらっている書類につきましては、まず資金証明、29億円の資金が確保できるかという資金証明のほうを頂いております。今回申し訳なかったのですが、現段階でのこちらの蓄電施設の仕様書というようなものも、すみません、ここにはないのですが、頂戴しております。あとは、電力会社との系統の回答の書類、こちらのほうも頂いております。頂いている書類としては以上です。

○1番（林 秀樹君） これで判断していいのかな、とても自分的には判断できなくて、採決採るなら採るでいいけれども、手挙げないよという人が多い。

○議長（佐藤清隆君） 保留という選択肢がないのであれば、今回上がった案件に対してこれから採決するというでいいのかな、では。

○4番（塚野芳美君） だから、保留というあれがあるのかどうか事務局に確認したほうがいいです。

○議長（佐藤清隆君） 保留はいいのか悪いのか。

○事務局 ちょっと待ってください。お時間いただいてもいいですか。正式なやつ調べてみないと。すみません、ちょっとお時間いただきたいと思います。

〔「じゃ、休議でしょう。議長、休議」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、暫時休議いたします。

休 議 （午前11時14分）

---

再 開 （午前11時20分）

○議長（佐藤清隆君） 再開いたします。

それでは、今詳細確認を確認します

〔「再開したのけ」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） した。採決をして、よいか悪いかは採決採ってからなのですけども、もし駄目な場合はもう一回再挑戦してねということでやるということですので、ここで採決をします。

採決は挙手です。

それでは、採決しますので、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、挙手はありませんでしたので、したがって本案は不許可とすることに決しました。

以上で議案第24号を終了します。

---

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局から何かありますか。

○事務局副主査（佐藤高広君） 現況確認証明申請書報告をいたします。資料をご覧ください。11月7日に現地調査を実施し、申請地を確認したところ、航空写真のとおり原野化している状況でございましたので、非農地の判断となりました。説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） そういうことで、報告事項でありました。

---

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） それでは、皆様、大変ご苦労さまでございました。

これをもちまして第12回の定例総会を閉会といたします。

閉 会 （午前11時30分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 1月15日

委 員 深谷昇

委 員 塚野芳美